

2020年6月16日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

きょうされん
理事長 斎藤 なを子
(公印略)

新型コロナウイルス感染症に係る障害のある人及び 障害福祉事業所等に関する要望書（第5次）

平素より、障害のある人の地域生活を促進するため尽力されていることに、敬意を表します。また、この度の新型コロナウイルス感染症の流行拡大にかかわっては、障害関連部局の皆様が、障害のある人の命と健康、そして生活を守る観点から奮闘なさっていることに感謝申し上げます。

さて、障害のある人の地域生活を支える居宅介護事業所は、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、十分な情報がないままサービス提供の継続を求められてきました。

しかし、居宅介護事業所の多くは慢性的なヘルパー不足という問題を以前から抱えており、またヘルパーの多くは非正規雇用です。さらに高齢のヘルパーが多いため、今般の感染の不安から離職が進み、人手不足がいつそう深刻となることも予想されます。また外出支援においては、新型コロナウイルス感染症への不安から、利用のキャンセルが増加しており、事業所収入が激減し運営を維持することすら難しい状況となっています。

居宅介護事業は障害のある人とその家族にとって、地域での生活を守る大事な事業です。地域での暮らしを支える最前線で働くヘルパーが、安心して支援を続けることができるよう、事業の継続への予算措置とヘルパーの処遇の抜本的な改善を強く求め、以下の通り要望（第5次）します。

あわせて、多くの作業所等で仕事が激減し、障害のある人への工賃や賃金の支払いが困難になっている現状を踏まえ、障害のある人の所得を保障する観点から、以下の通り要望します。

記

1、移動支援について

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために外出の自粛が要請される中で、移動支援のキャンセルが続き、収入が大幅に減った居宅支援事業所に事業継続のための財政支援を行なってください。
- ② 同行援護、行動援護も移動支援とおなじように、外出を自粛せざるを得ない場合は居宅などでの支援も支援を実施したものとしてください。
- ③ 「外出を自粛せざるを得ない場合等は、市町村が必要と判断した場合、居宅等で支援した場合も移動支援を実施したことにできる」（厚労省通知）ことを市町村に徹底してください。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の予防のために、移動支援事業所が実施する以下の支援を報酬の対象としてください。
 - 感染予防のためにやむなく支援時間を短縮した場合も、個別支援計画で指定した時間として報酬の対象にすること。
 - 感染予防のために公共交通機関ではなく事業所の車で外出することを、新型コロナウイルス

感染症が収束するまでの期間限定で認め、報酬の対象とすること。

- 臨時的措置としての居宅等での支援を利用者が希望しない場合は、電話による支援を報酬の対象とすること。
- 臨時的措置としての居宅等での支援にはグループホームでの支援も含むこと。
- ⑤ 2020年度第2次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の職員への慰労金支給事業については、移動支援等地域生活支援事業に携わる職員も対象にしてください。

2、居宅支援について

- ① 居宅支援においても通所サービスなどと同じように、感染拡大防止の必要性から訪問が困難でも電話などによって支援の提供を行った場合は、同等のサービスを行ったものとして報酬の対象にしてください。
- ② 新型コロナウイルスに感染して障害児者が入院する場合は、障害者支援区分5以下であっても重度訪問介護または居宅介護を利用し、付き添いができるようにしてください。また入院の付き添いをするヘルパーに対して、感染予防のための指導や必要な備品の支給を行ってください。

3、非常時における支援について

「特に訪問系サービスについて、利用者に発熱等がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが継続的に提供されることが重要」（3月19日厚労省通知）とされています。感染を防止するための環境整備が難しい利用者宅において、感染のリスクを伴う支援を行なうことを、国が「重要」と位置づけるのであれば、以下の手立てをとることについては事業所やヘルパーの自己責任とするのではなく、国が責任を持って予算を確保してください。

- 感染予防に必要なマスク、消毒液、ゴーグル、手袋、防具服などを優先的に支給すること。
- 利用者が発熱等感染の疑いがある中で支援を提供する場合、個別性の高い居宅での支援における感染防止策が必要なため、障害のある人も支援者も極度の不安と緊張を強いられている。こうした状況を踏まえ、保健師などによる個別相談や継続的指導、精神的なフォローを含めたバックアップができる体制を保障すること。
- 感染拡大を防止するために、利用者やヘルパーが発熱や体調不良の症状を訴えた際は、速やかにPCR検査を受けることができるようにすること。また、無症状の感染者がいることから、支援がないと生活できない障害のある人とその支援者にはPCR検査を定期的に行なうこと。

4、作業所等で働く障害のある人の工賃及び賃金の補償について

障害のある人の働く場（生活介護事業所及び地域活動支援センターを含む）の中には新型コロナウイルス感染拡大の影響で仕事が激減し、生産活動の大幅な減収のため、障害のある人への工賃や賃金の支払いが困難になっているところがあります。障害のある人の所得保障の観点から、第2次補正予算の生産活動活性化支援事業の対象に、生産活動を実施している生活介護事業所及び地域活動支援センターを加えるとともに、通常の工賃や賃金を補償するための措置を講じてください。

以上

【問い合わせ先】

きょうされん事務局
担当：事務局長 多田 薫
TEL：03-5385-2223
Email：k-tada@kyosaren.or.jp